

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会個人情報保護規程を廃止する訓令
を次のように定める。

令和5年3月30日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 豊嶋 直美



新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会訓令第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会個人情報保護規程を廃止する訓令

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会個人情報保護規程(平成19年新
潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会訓令第3号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。